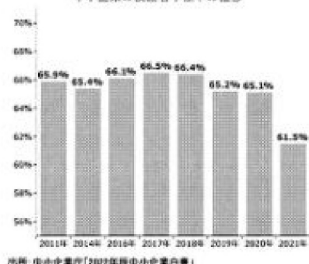


中小企業の後継者不在率の推移



広告

企画・お問い合わせ先
日経エージェンシー
TEL: 03-5259-5430

コロナ禍が長引く中、事業承継は大きな課題 事業の見直し・再構築への取り組みも求められる

2年以上に及ぶコロナ禍で経済活動が停滞して売上減少しているところ、ウクライナ危機や円安がもたらす原油・原材料価格の高騰、人材不足などが重なって、中小企業の経営環境は非常に厳しいものがある。政府が行ったいわゆる「ゼロゼロ融資」で急場をしのいだ企業も多いが、今後はその返済にも迫られる。

経済や社会の状況がコロナ前に戻る可能性が低いとすれば、中小企業が事業を継続し、将来的に成長していくためには、事業の見直しや再構築への取り組みが不可欠といえる。

6割以上で後継者が不在、親族外承継も選択肢として、経営者の高齢化にともなう事業承継問題が平均年齢は徐々に上がってきており、それに呼応して休業業・解散する企業数も増加している。ただ、22年版の「中小企業白書」によると、後継者不在率が17年をピークに下がり始めており、変化の兆しも見え始める。

とはいえ、まだ6割以上の企業で後継者が不在であり、事業承継問題は引き続き大きな課題といえる。後継者不在の要因の一つに少子化がある。日本では経営者が子にも事業を引き継がせるケースが多くなった。だが、少子化によって、事業を引き継ぐ子もいない、あるいは子どもはいるが事業を引き継がない・引き継がせたくないといったことが起こり、後継者難を招く。そうすると、子どもも後継者の候補を失う必要がある。自社の役員や従業員に引き継がせるのも一つの選択肢。いわゆるMBOだ。社内の人材であれば会社の経営方針を理解している業務に精通しているの、円滑な事業引き継ぎが期待できる。ただ、事業承継では後継者に自社株を引き継がせなければならぬ。役員・従業員には株式取得資金がないことがほとんどなので、ファンドからの出資などを受けることになる。

第三者に会社や事業を売却するM&Aも増えている。経営者は自社株の売却益が得られるので、それを自分の老後資金に充てられる。会社にとっても、譲渡先企業は元で販路の拡大や新規事業への進出など、新たな発展が期待できる。事業承継では誰に会社を引き継がせるかを決めることから始まるが、その後の引継ぎのプロセスも重要だ。

後継者が子どもなどの親族の場合、自社株を贈与して会社を引き継がせることになるが、中小企業など非上場会社の株価は高くなり、贈与税がかかる。そこで、一定の条件を満たした自社株の贈与については納税を猶予したり免除したりする事業承継税制が設けられており、現在は猶予・免除の条件を大幅に緩和

事業承継 税理士 30選 vol.11

新型コロナウイルス感染症の拡大は一時に比べて落ち着きを見せているものの、ウイズコロナがいつまで続くかはわからない状況だ。コロナ禍の影響は業種や会社によって異なるが、日本の中小企業には事業承継や事業再構築など共通した課題も多い。アフターコロナを見据え、専門家のアドバイスを受けながら、これらの課題を解決していく必要がある。

した特例も利用できる。ただし、特例の適用を受けるには、23年3月31日までに都道府県に「特例承継計画」を提出しなければならない。その作成に当たっては、中小企業庁認定の経営革新等支援機関の指導・助言を受けることになる。特に経営者が創業者の場合、社長が経営、財務・生産管理などを一人で行っているケースは珍しくなく、管理会計や事業計画、取引先との契約、社内の人事制度などが明確になっていないことがよくある。後継者に会社を引き継がせるにはこうした点をきちんと整備しておく必要がある。特に、MBOでファンドの出資を受けたM&Aで会社を売却したりするためには、会社の組織を整えるだけでなく、自社の強みを活かして、弱みを克服するなどして会社の魅力を高めておかねばならない。事業承継と事業の見直しはセットといえるだろう。

専門家の力を借りて経営課題を解決する事業見直しには、外部の専門家のサポートを受けることが重要。ここでは経営革新等支援機関が候補となる。経営革新等支援機関は、中小企業の課題解決に関する専門知識を有し、実務の経験も豊富な税理士、税理士法人などで、財務や経営の分析、事業計画の作成、実行支援、新規取引先の開拓・販路拡大、生産管理・品質管理など、中小企業のさまざまな課題に対するアドバイスを行う。専門家の力を借りて、アフターコロナに向けた事業承継、事業見直しを考えてみてはどうだろう。

事業承継では誰に会社を引き継がせるかを決めることから始まるが、その後の引継ぎのプロセスも重要だ。

後継者が子どもなどの親族の場合、自社株を贈与して会社を引き継がせることになるが、中小企業など非上場会社の株価は高くなり、贈与税がかかる。そこで、一定の条件を満たした自社株の贈与については納税を猶予したり免除したりする事業承継税制が設けられており、現在は猶予・免除の条件を大幅に緩和

した特例も利用できる。ただし、特例の適用を受けるには、23年3月31日までに都道府県に「特例承継計画」を提出しなければならない。その作成に当たっては、中小企業庁認定の経営革新等支援機関の指導・助言を受けることになる。特に経営者が創業者の場合、社長が経営、財務・生産管理などを一人で行っているケースは珍しくなく、管理会計や事業計画、取引先との契約、社内の人事制度などが明確になっていないことがよくある。後継者に会社を引き継がせるにはこうした点をきちんと整備しておく必要がある。特に、MBOでファンドの出資を受けたM&Aで会社を売却したりするためには、会社の組織を整えるだけでなく、自社の強みを活かして、弱みを克服するなどして会社の魅力を高めておかねばならない。事業承継と事業の見直しはセットといえるだろう。

専門家の力を借りて経営課題を解決する事業見直しには、外部の専門家のサポートを受けることが重要。ここでは経営革新等支援機関が候補となる。経営革新等支援機関は、中小企業の課題解決に関する専門知識を有し、実務の経験も豊富な税理士、税理士法人などで、財務や経営の分析、事業計画の作成、実行支援、新規取引先の開拓・販路拡大、生産管理・品質管理など、中小企業のさまざまな課題に対するアドバイスを行う。専門家の力を借りて、アフターコロナに向けた事業承継、事業見直しを考えてみてはどうだろう。

専門家の力を借りて経営課題を解決する事業見直しには、外部の専門家のサポートを受けることが重要。ここでは経営革新等支援機関が候補となる。経営革新等支援機関は、中小企業の課題解決に関する専門知識を有し、実務の経験も豊富な税理士、税理士法人などで、財務や経営の分析、事業計画の作成、実行支援、新規取引先の開拓・販路拡大、生産管理・品質管理など、中小企業のさまざまな課題に対するアドバイスを行う。専門家の力を借りて、アフターコロナに向けた事業承継、事業見直しを考えてみてはどうだろう。

総経代 公認会計士 税理士
高野 角司

高野総合会計事務所

高野総合会計事務所は、1975年の創業以来、「信頼・信用・信頼」の経営理念の下、個人資産部門、法人部門、FAS部門の3部門の総勢100名の専門家族(内、税理士32名、公認会計士14名)です。3部門連携し高度なサービスを提供致します。

税理士法人 高野総合会計事務所

【設立】1975年 【所属】東京税理士会 日本橋支部
【法人番号】第2134号

【本部】〒103-0027
東京都中央区日本橋2丁目2番3号
TEL.03-4574-6688 <https://www.takanosogo.com>

事前リスクを把握し、対応を行うこと。これにより後継者の憂いなく将来に向けた気持ちで前向きな気持ちになります。当事務所における各グループの専門家が豊富な経験とノウハウを活かして総合的なサービスを提供します。

金谷 浩二 代表社員 税理士
戸出 浩二 代表社員 税理士

銀根K.T.C.税理士法人

【設立】1990年 【所属】東京税理士会 京橋支部
【法人番号】第704号

【本部】〒104-0001
東京都中央区銀座7-14-13 日土地銀座ビル3階
TEL.03-3541-2958 <http://www.ktctax.com>

ランドマーク税理士法人
Landmark Licensed Tax Accountants Co.

税制改正で大きく変わった事業承継税制。事業を次世代へスムーズに移転させるには会社のことだけでなく、個人の相続もあわせて考えたスキームを計画的に実行していくことが大切です。事業承継と相続に強いランドマーク税理士法人にご相談ください。

ランドマーク税理士法人

【設立】1997年 【所属】東京地方税理士会 横浜中央支部 【法人番号】第1606号
【本部】〒220-8137
神奈川県横浜市中区みなとみらい1-1-1 横浜ランドマークタワー3階
TEL.0120-48-7271 <https://www.landmark-tax.com/>

株式会社藤井経営・藤井会計事務所

【設立】1978年 【所属】東京税理士会 麹町支部
【本部】〒100-0001
東京都千代田区千代田1-1-1 JAビル
TEL.0270-25-7696 <http://www.fcmg.jp>

株式会社藤井経営・藤井会計事務所

【設立】1978年 【所属】東京税理士会 麹町支部
【本部】〒100-0001
東京都千代田区千代田1-1-1 JAビル
TEL.0270-25-7696 <http://www.fcmg.jp>

税理士法人レガシイ

【設立】1964年 【所属】東京税理士会 麹町支部
【法人番号】第378号

【本部】〒100-0001
東京都千代田区千代田1-1-1 JAビル
TEL.0120-501-725 <https://legacy.ne.jp>

税理士法人レガシイ

【設立】1964年 【所属】東京税理士会 麹町支部
【法人番号】第378号

【本部】〒100-0001
東京都千代田区千代田1-1-1 JAビル
TEL.0120-501-725 <https://legacy.ne.jp>

渡邊 芳樹 代表社員 税理士

大きく緩和された事業承継税制は、生前の株式承継のみならず個人の相続や会社の経営にも影響を与えるため、綿密な計画が必要です。当事務所では、お客様それぞれのニーズに合わせた事業承継の形を提案し、スムーズな事業承継が行えるようサポートしています。

税理士法人渡邊芳樹事務所

【設立】1997年 【所属】東京税理士会 南市支部
【法人番号】第733号 【支所】麹町・大阪

【本部】〒107-0052
東京都港区赤坂7-6-18 赤坂ロイヤルパインズ
TEL.03-5575-8270 <https://www.crowe.com/jp>

南青山税理士法人

【設立】2013年 【所属】東京税理士会 南市支部
【法人番号】第2852号

【本部】〒107-0039
東京都港区赤坂1-12-32 アークビル30F
TEL.03-6459-1672 <http://minami-ayama.jp/>

南青山税理士法人

【設立】2013年 【所属】東京税理士会 南市支部
【法人番号】第2852号

【本部】〒107-0039
東京都港区赤坂1-12-32 アークビル30F
TEL.03-6459-1672 <http://minami-ayama.jp/>

前田 聡 代表社員 税理士

事業承継・相続のプロフェッショナルとして、企業オーナーの方々に、経営・財務・後継者・税制改正等を考慮したオーダーメイドのサービスを提供しており、事業承継税制を中心とした親族内承継や、外部へのMBO、M&Aまで、ワンストップで対応しています。

税理士法人OAK

【設立】2012年 【所属】東京税理士会 麹町支部
【法人番号】第3778号

【本部】〒102-0073
東京都千代田区九段北1-5-9 九段ビル5F
TEL.03-3237-1266 <http://oak-c.co.jp>

若林 昭子 代表社員 税理士

100年続く企業と共に。

コンパッソ税理士法人

【設立】1973年 【所属】東京税理士会 渋谷支部 【法人番号】第707号
【本部】〒150-0043
東京都渋谷区道玄坂1-10-5 渋谷プレイス9F
TEL.03-3476-2233 <https://compasso.jp>

小栗 慎 代表社員 税理士

中部地区を中心に資産税対策を数多く手掛けております。最新の税法や会社法を駆使した事業承継対策をオーダーメイドで提案いたします。持株会社の設立から特例事業承継税制の活用まで事業承継のプロ集団が丁寧に対応しております。

税理士法人STR

【設立】1992年 【所属】名古屋税理士会 名古屋市中支部
【法人番号】第2454号 【支所】岐阜支部

【本部】〒430-0001
名古屋市中村区南千代田1-473 名古屋国際センタービル17F
TEL.052-526-8858 <http://www.str-tax.jp/>